

⑤

令和 7 年 10 月 1 日

北海道労働局長
村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀野 淳

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 8 日北労発基 0808 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

北海道鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素型材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）１８歳未満又は６５歳以上の者
- （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 1,165 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日